

大津市人にやさしいバス導入促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、路線バス事業者等が路線定期運行の用に供するノンステップバスを購入するのに要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、もって公共交通のバリアフリー化を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 路線バス事業者 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて、本市の区域内において路線バスを運行するものをいう。
- (2) ノンステップバス 標準仕様ノンステップバス認定要領(平成15年12月26日付け国自技第211号)に基づく認定を受けたバスをいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金(以下「補助金」という。)の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、本市の区域内における路線定期運行の用に供するため、ノンステップバスを導入しようとする路線バス事業者又は当該路線バス事業者がノンステップバスを貸与しようとする者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、ノンステップバスの購入に要する経費のうち車両本体及び車載機器類の購入に要した費用(仕入控除の対象となる消費税相当分を除く。)とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費を4で除して得た額又は補助対象経費から別表に定めるバス車両査定基準額を控除した額を2で除して得た額のいずれか少ない方の額(この額に1,000円未満の端数が生じた場合は、1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。)とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、複数の市町にまたがるバス路線における定期運行の用に供するためにノンステップバスを購入する場合における補助金の額は、当該市町の長と協議の上、前項に定める額を超えない範囲で市長が定める額とする。

(交付申請書)

第6条 大津市補助金等交付規則(平成10年規則第32号。以下「規則」という。)第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市人にやさしいバス導入促進事業補助金交付申請書(様式第1号)とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 所要額調書（様式第2号）
- (2) 事業計画書（様式第3号）
- (3) 補助事業に係る収支予算書抄本（様式第4号）
- (4) 運行系統表（様式第5号）
- (5) 見積書の写し

（決定通知書）

第7条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市人にやさしいバス導入促進事業補助金交付決定通知書（様式第6号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市人にやさしいバス導入促進事業補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第7号）により行うものとする。

（事情変更による取消通知書等）

第8条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市人にやさしいバス導入促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第8号）又は大津市人にやさしいバス導入促進事業補助金交付決定変更通知書（様式第9号）により行うものとする。

（補助事業等の内容の変更等の承認申請書）

第9条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市人にやさしいバス導入促進事業補助事業変更承認申請書（様式第10号）又は大津市人にやさしいバス導入促進事業補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第11号）とする。

（承認通知書等）

第10条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市人にやさしいバス導入促進事業補助事業変更承認決定通知書（様式第12号）若しくは大津市人にやさしいバス導入促進事業補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第13号）又は大津市人にやさしいバス導入促進事業補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第14号）若しくは大津市人にやさしいバス導入促進事業補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第15号）により行うものとする。

（実績報告書）

第11条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市人にやさしいバス導入促進事業補助事業実績報告書（様式第16号）とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 所要額調書（様式第2号）
- (2) 収支決算書抄本（様式第17号）
- (3) 事業報告書（様式第18号）
- (4) 請求書及び領収書の写し（明細を記したものを含む。）

(5) 自動車検査証の写し

(確定通知書)

第12条 規則第15条の規定による通知は、大津市人にやさしいバス導入促進事業補助金確定通知書(様式第19号)により行うものとする。

(交付請求書)

第13条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市人にやさしいバス導入促進事業補助金交付請求書(様式第20号)とする。

(取消通知書)

第14条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市人にやさしいバス導入促進事業補助金交付決定取消通知書(様式第21号)により行うものとする。

(返還通知書)

第15条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市人にやさしいバス導入促進事業補助金返還通知書(様式第22号)により行うものとする。

(取得財産の処分の制限)

第16条 補助対象者は、補助対象経費に係る車両について、市長の承認を受けないでその用途に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し、又は担保に供してはならない。ただし、当該車両に係る減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1に規定する耐用年数を経過したときは、この限りでない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年7月17日から施行する。
- 2 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正後の様式にあるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

別表（第5条関係）

バス車両査定基準額

バス車両査定基準額は、次の各号に掲げるバスの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 車両の長さが9 m以上のバス	18,800,000円
(2) 車両の長さが7 m以上9 m未満のバス	15,400,000円
(3) 車両の長さが7 m未満のバス	13,400,000円